

八景中学校PTA 慶弔規定

本規定は、会員個々・学級・委員会・部会等による虚礼を廃することを目的とし、PTA会計にて前記を代行するものである。従って会員は、この趣旨に鑑み不合理な慶弔行為は努めて行わないこととする。

1) 死亡の場合

会員・生徒

いずれも香料10,000円とする

2) その他

その他必要と認める場合は、全体委員会で協議決定する

3) この規定は、全体委員会で出席者の過半数の賛成があれば改廃できる。出席者には、オンラインでの参加者も含めることができる。

4) この規定は、昭和60年 4月 1日より施行する

昭和62年 4月28日 一部改正

平成 7年 4月15日 一部改正

平成 8年 4月20日 一部改正

平成19年10月25日 一部改正

平成21年11月25日 一部改正

令和 5年12月 8日 一部改正 (施行日：令和6年4月1日)